

個保審第12号
平成19年12月19日

栃木県知事 福田富一様

栃木県個人情報保護審議会
会長 横島章

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の提供及び利用
について（答申）

平成19年10月18日付け市町村第609号で諮問を受けた標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、諮問を受けた事項については、やむを得ないものと認められます。

なお、条例を定め、独自に住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することについては、県の責任を十分認識の上、適正な運用について配慮願います。

また、市町が受けた外部監査の結果を把握し、市町に対する指導に活かす等、市町における適正な運用について配慮願います。